

野田市告示第8号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 8年 1月 14日から 令和 8年 1月 28日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)

令和 8年 1月 14日

野田市長 鈴木 有

整理 番号	路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
1	1 4 0 1	梅 郷 西 駅 前 線 (1)	梅郷 1 1 番 4 地先	
			梅郷 5 番 1 地先	
2	1 4 5 0	梅 郷 駅 西 口 駅 前 広 場	梅郷 5 番 1 地先	
			梅郷 3 番 5 地先	
3	5 1 1 9 4	南 部 5 1 1 9 4 号 線	梅郷 3 番 8 地先	
			梅郷 2 番 1 2 地先	

整理 番号	路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
4	5 1 1 9 5	南 部 5 1 1 9 5 号 線	梅郷 7 番 9 地先	
			梅郷 5 番 6 地先	
5	5 1 1 9 6	南 部 5 1 1 9 6 号 線	梅郷 2 番 1 地先	
			梅郷 2 番 8 地先	
6	5 1 1 9 7	南 部 5 1 1 9 7 号 線	梅郷 1 0 番 7 地先	
			梅郷 1 0 番 1 地先	
7	5 1 1 9 8	南 部 5 1 1 9 8 号 線	梅郷 6 番 7 地先	
			梅郷 5 番 2 地先	
8	5 1 1 9 9	南 部 5 1 1 9 9 号 線 (歩 行 者 専 用 道 路)	梅郷 3 番 2 地先	
			梅郷 1 番 3 地先	
9	5 1 2 0 0	南 部 5 1 2 0 0 号 線 (歩 行 者 専 用 道 路)	梅郷 6 番 7 地先	
			梅郷 4 番地先	
10	5 1 2 0 1	南 部 5 1 2 0 1 号 線 (歩 行 者 専 用 道 路)	梅郷 5 番 2 地先	
			梅郷 5 番 2 地先	
11	5 1 2 0 2	南 部 5 1 2 0 2 号 線 (歩 行 者 専 用 道 路)	梅郷 8 番 9 地先	
			梅郷 8 番 1 0 地先	

整理 番号	路線番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
12	5 1 2 0 3	南 部 5 1 2 0 3 号 線 (歩 行 者 専 用 道 路)	梅郷 9 番 2 地先	
			梅郷 9 番 1 地先	
13	5 1 2 0 4	南 部 5 1 2 0 4 号 線 (歩 行 者 専 用 道 路)	山崎字宿 1 8 7 3 番 2 5 地先	
			梅郷 1 0 1 番地先	
14	5 1 2 0 5	南 部 5 1 2 0 5 号 線 (歩 行 者 専 用 道 路)	梅郷 3 番 1 地先	
			梅郷 3 番 1 地先	
15	6 2 3 3 1	福 田 6 2 3 3 1 号 線	瀬戸字上ノ台 6 0 6 番 1 地先	
			瀬戸字上ノ台 6 0 7 番 1 地先	